

上八万コミュニティセンター使用規定

第1条 上八万コミュニティセンター「以下(コミセン)という」を使用しようとする者は、あらかじめ会長もしくは事務局に申し出てその承認を得なければならない。

第2条 会長は、次の各号に該当する場合は、その使用を拒むことができる。

- ① 公の秩序または善良な風俗を乱すおそれがあると認められる場合。
- ② 施設または設備を損傷するおそれがあると認められる場合。
- ③ その他公益上または管理上適当でないと認められる場合。

第3条 コミセンを使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- ① 使用目的以外に使用してはならない。
- ② 喧騒な行為、そのほか他人に迷惑のかかる行為をしてはならない。
- ③ 使用者は使用終了後、整理整頓し、火気・戸締りを確認しなければならない。

第4条 コミセンの利用時間は午前9時から午後10時までとする。

第5条 コミセンの施設、備品を故意又は過失により損傷若しくは紛失した場合は、市長及び会長に報告し、その損害額を賠償しまた損傷した施設若しくは備品を原型に復しなければならない。

第6条 コミセンの各室及び付属施設の利用料金は、別表に定めるとおりとする。

第7条 次の各号の一に該当して使用する場合は各室の利用料金は別表に定めた額に次の通り加算するものとする。

- ① 営利を目的として使用する場合20%増。
- ② 酒食に関して使用する場合は、集会室については5,000円を、その他の室については2,000円を徴収する。

第8条 第6条の規定にかかわらず、別表に掲げる団体は利用料金を減額し、又は免除する。

第9条 この規則に定めるもののほか、コミセンの使用について必要な事項は会長が措置する。

第10条 コミセンの使用に関し必要な事項を審議するため、小委員会を置く。

小委員会の構成はまちづくり協議会の役員をもって組織する。

第11条 この規定の改廃は上八万まちづくり協議会役員の議を経て決定するものとする。

附 則 この規定は平成3年6月1日より実施する。

この規定は平成5年5月15日より一部改正実施する。

この規定は平成13年4月1日より一部改正実施する。

この規定は平成20年6月15日より一部改正実施する。